復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改める。

第三十一条第一項第一号中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第一の一中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第二の一から別記様式第八の一までの様式中「印」を削る。

別記様式第八の二中「印」を削り、同様式中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第九の一中「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、同様式の備考4中「令第10条第2項第2号」を「令第9条第2項第2号」に改め、同様式の備考中4を3とし、5を4とする。

別記様式第九の二中「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第十中「印」を削り、同様式の備考中6を削る。

（福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の一中「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の三中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二の一から別記様式第十五までの様式中「印」を削り、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十七中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この庁令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この庁令の施行の際現にあるこの庁令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この庁令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この庁令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第百七十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年総務省、厚生労働省、国土交通省、財務省、農林水産省、環境省、文部科学省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六まで、様式第九から様式第十六まで、様式第十九及び様式第二十中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第八号

厚生労働省

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年法務省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載しなければならない。 一～八　（略） 九　出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所及び氏名	**第一条**　医師、助産師又はその他の出産立会者が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定により作成する出生証明書には、次の事項を記載し、記名押印又は署名をしなければならない。 一～八　（略） 九　出生証明書を作成した医師、助産師又はその他の立会者の住所

別記様式中「㊞」を削る。